

感震ブレーカー等を設置するにあたって (留意点)

- ◆ 感震ブレーカー等は、延焼危険性や避難困難性が特に高い「地震時等の電気火災の発生・延焼等の危険解消に取り組むべき地域」※¹等において、緊急的・重点的な普及促進が必要とされています。また、それ以外の延焼のおそれのある密集市街地やその他の地域においても、普及促進が重要とされています。

※¹ <http://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/denkikasaitaisaku/missyuu/index.html>

- ◆ 感震ブレーカー等は、大規模災害に対する多重防御の視点から、漏電ブレーカーとともに電気火災の発生抑制効果をより高めることが期待されています。

- ◆ 感震ブレーカー等の機器を選択する際は、「感震ブレーカー等の性能評価ガイドライン」※²に基づき性能評価された製品を、製品ごとの特徴・注意点を踏まえ、地域の実情に合わせて適切に選択してください。

※² http://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/denkikasaitaisaku/pdf/kanden_guideline.pdf

- ◆ 感震ブレーカー等の設置状況によっては、各地の発表震度が設定作動震度より小さい場合でも作動したり、逆に大きい場合でも作動しなかったりする場合がありますので、感震ブレーカー等の設置の有無に関わらず、地震発生後に自宅から避難する際にはブレーカーを切るようにしてください。

(製品によっては、作動震度設定を変更できる機能があるタイプもあります。)

- ◆ 生命の維持に直結するような医療用機器を設置している場合、平時から停電に対処できるようバッテリー等を備えてください。

(製品によっては、回線ごとの電力供給の遮断の有無を選択できる機能があるタイプもあります。)

- ◆ 夜間等に大規模な地震が発生し、感震ブレーカー等が作動した場合、避難時の照明が確保できない可能性がありますので、一般的な防災対策としても停電時に作動する足元灯や懐中電灯などの照明器具を常備してください。

(製品によっては、回線ごとの電力供給の遮断の有無や遮断までの時間を選択できる機能があるタイプもあります。)

- ◆ 復電する場合には、事前にガス漏れ等がないことの確認や、電気製品の安全の確認を行ってください。

- ◆ 設置方法や設置環境等に応じて、経年劣化等が生じるおそれがあるため、定期的な作動性能の確認や、必要に応じて部品等の交換が必要になります。

【問い合わせ先】

経済産業省 商務情報政策局 産業保安グループ 電力安全課
〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号
TEL 03-3501-1742 FAX 03-3580-8486

